

企業行動研究部会議事録（第 254 回）

日 時： 平成 29 年 10 月 16 日（月） 18:00—20:00

場 所： 中央大学駿河台記念館 3 階 350 号室

出席者： （15 名 勝田、河口、北川、木下、栗栖、西藤、佐久間、櫻井、佐藤、出口、永井、菱山、古山、峰内、宮澤、敬称略）

1. 連絡事項

勝田部会長より開会が宣せられ、テーマ発表に先立ち、次回以降の例会について報告があった。

- ・ 11 月 13 日：「真のコンプライアンス企業への長い道程（仮）」大成建設法務部長（出口部会員紹介）
- ・ 12 月 11 日：「なぜ米国で日本企業はクライシスコミュニケーションに失敗するのか（仮）」慶応大学片方恵子氏（西藤部会員推薦）
- ・ 原則 11 月はテーマ一本を予定、12 月テーマがある場合もう一本のショートプレゼンも検討

2. テーマ発表

第 1 テーマ：防衛監察－防衛省・自衛隊におけるコンプライアンス向上のための取組－
防衛省防衛研究所 宮澤直幸部会員

宮澤部会員より表題のテーマについて説明があり、質疑応答が行われた。

<報告骨子>

昨年 4 月下旬に当学会に入会し、6 月から当部会に参加するようになったのは、一昨年 10 月、防衛大学校教授となったこともあり、研究活動の一環として、かつて 3 年間防衛監察本部に勤務した際に関心を持つに至ったコンプライアンスに関係する学会に所属しようという動機であった。当部会は、名前のお通り「企業行動」を研究対象とする部会であるので、これまで大人しくしてきたところ、部会長より「たまには自分でも汗をかくように」との強いおすすめもあり、発表することとした。

(1) 防衛監察本部発足の経緯

直接のきっかけは、2006 年に発覚した防衛施設庁入札談合事件であるが、それ以前から防衛庁調達実施本部背任事件、秘密漏えい事件その他の不祥事が相次いでいたことが 2007 年 9 月の防衛監察本部発足につながった。

(2) 防衛監察本部の任務と組織

- (ア) 国民の皆様からの防衛省・自衛隊に対する信頼を揺るぎないものにしていくこと
- (イ) 防衛大臣直轄の特別の機関として組織
- (ウ) 防衛省・自衛隊以外からの人材の登用も図る

(3) 防衛監察の実施状況

- (ア) 防衛省・自衛隊の全組織に対し独立した立場から厳格に調査・検査の実施
- (イ) 職員の職務執行の適正の確保
- (ウ) 防衛監察の結果は、改善策等を付し遅滞なく防衛大臣に報告
- (エ) 定期防衛監察は毎年度 30—40 箇所に対し実施
- (オ) 特別防衛監察の結果（平成 29 年 7 月 27 日防衛監察本部）

(4) その他のコンプライアンス向上のための取組

(ア) コンプライアンスに係る講習会の開催

(イ) 啓発資料（コンプライアンス・ガイドンス）の作成・配布

<意見交換>

- ・根本問題は憲法 9 条問題である。口先の曖昧さでのエクスキューズでは済まなくなってきた。10 月 22 日の選挙はそういうことへの明確な観点がなくて先へ進めなくなってきたと思うが如何に。
- ・自衛隊の海外派遣については、憲法 9 条を改正するか PKO を一切出さないかのいずれかしかないとする学者も存在する。現在の PKO は初期のものとは違ってきており、PKO 参加 5 原則がそのまま通用しないものが増えてきていることは事実。
- ・民間会社の場合監察を終えた後、総括をして新たにスタートするのが一般的と考えるが、防衛省の場合は如何か。
- ・本来はそうあるべきであるが、中央官庁の場合、どうしても国会・マスコミ対策が第一の関心事とならざるを得ないのも事実。
- ・俗な質問であるが防衛省における監察の進め方は、予告監察か抜き打ちか？また内部通報制度というものは、実際機能しているとお考えか。
- ・定期防衛監察の場合、予め監察対象部隊・機関と日程調整を行ってから実施する。具体的監察項目を事前に伝えることはしない。
- ・正式な公益通報制度による以外、防衛監察本部ホームページへの意見募集という方法もあり、それなりに機能していると思う。
- ・日報というものは重要なものとする。例えば戦史を記録する場合の基礎資料と考えるが、それらを破棄するなどはあり得ないと思うが。
- ・防衛省・自衛隊にとっても、日報は今後の教訓として重要な資料である。したがって、日報については、今回の事案を受けて現在は長期間保存することとなっている。
- ・情報開示のものの考え方は、日本は遅れていると思う。それぞれの PC 等にデータは残っているはずであり、虚偽がそのまま通る社会は理解しがたい。
- ・民間企業では、公私の別なく開示を行うことが義務付けられる。
- ・中央官庁にも情報開示審議会があると思うが、本案件はこれにかかったか。
- ・当初の開示請求への対応は、各省庁が判断する。その判断に対し請求者が不服を申し立てると最終的には審議会にかかることになるが、本件はそこまで行かなかった。
- ・企業と同様な比較はできないが、コンプライアンス教育という言葉は同じものとするが、命令を正確に実行せよと教えるのか、正直にやれとするのか。
- ・理想は、両者が常に矛盾しないことであるが、実際にはその両方の要求の狭間で難しい判断を求められることはあると思う。

(以下略)

2. その他

勝田部会長より発表者への謝意が述べられ終了した。

(文責：河口)

議事録送付先(敬称略)：

[部会員]：朝倉、荒川、安藤、石川、井上(真)、井上、岩倉、上原、遠藤(淳)、遠藤(梨)、大泉、大島、岡田(佳)、勝田、加藤、河口、川村、北川、木下、熊本、栗栖、桑山、小池、西藤、斉藤、佐久間、櫻井、佐藤、柴柳、鈴木(啓)、瀬名、潜道、高橋、武谷、田村、出口、徳山、中島、永井、那須、西井、西村、野瀬、野田、比賀江、樋口、肥後、菱山、平塚、古谷、古山、前原、増岡、増澤、増淵、松尾、松本、丸山、水島、水野、峰内、宮川、宮澤、山口、山中、山本、横館、吉村

[学会本部]：梅津会長、水尾副会長、高橋前会長、内田事務長